

福岡市木造戸建住宅

耐震建替費 補助事業

- 福岡市では、震災に強いまちづくりを目的に、耐震改修工事と同等な効果を持つ「建替」という改修方法についても、費用の一部を補助する『福岡市木造戸建住宅耐震建替費補助事業』を平成19年4月1日から始めています。

■事前相談

補助金の申請を行うためには、耐震診断を実施する必要があります。また、予算には限りがあります。建替をご検討中の方はスケジュールを決める前に必ずご相談下さい。

※既に工事契約をした場合や、工事を開始・完了した場合は、この事業の対象となりませんのでご注意ください。

■補助対象住宅

対象の住宅が以下のすべての条件を満たすもの。(① ②は既存建物、③は新築建物、④は共通)

- ①昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した、2階建て以下の木造戸建住宅。
- ②耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された(上部構造評点0.7未満)もの。
※耐震診断は(財)日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」等に基づき実施してください。
- ③新築を行う住宅が「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(改正含む)」に規定する基準を満たすこと。
- ④建替を行う住宅が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(改正含む)」に規定する「土砂災害特別警戒区域」内に存しないこと。

■補助対象者

以下のすべての条件を満たす者。

- ①既存の住宅の所有者又は居住する者。
- ②既存の住宅1棟すべてを解体し、当該地において新築を行う者。
- ③市税を滞納していない者。

■補助金の額

1戸につき**200,000円**

ただし、建替を行う既存の木造戸建住宅が一定の要件を満たしている住宅の場合は次に定める額の内、いずれか低い額を加算できるものとする。

- ①既存建築物の解体工事に要する経費の23%に相当する額
(1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとする。)
- ②延べ面積に34,100円/㎡を乗じて得た額の23%に相当する額
(1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとする。)
- ③30万円

(裏面の『手順の流れ』をご覧ください)

★事前相談及び問い合わせ先

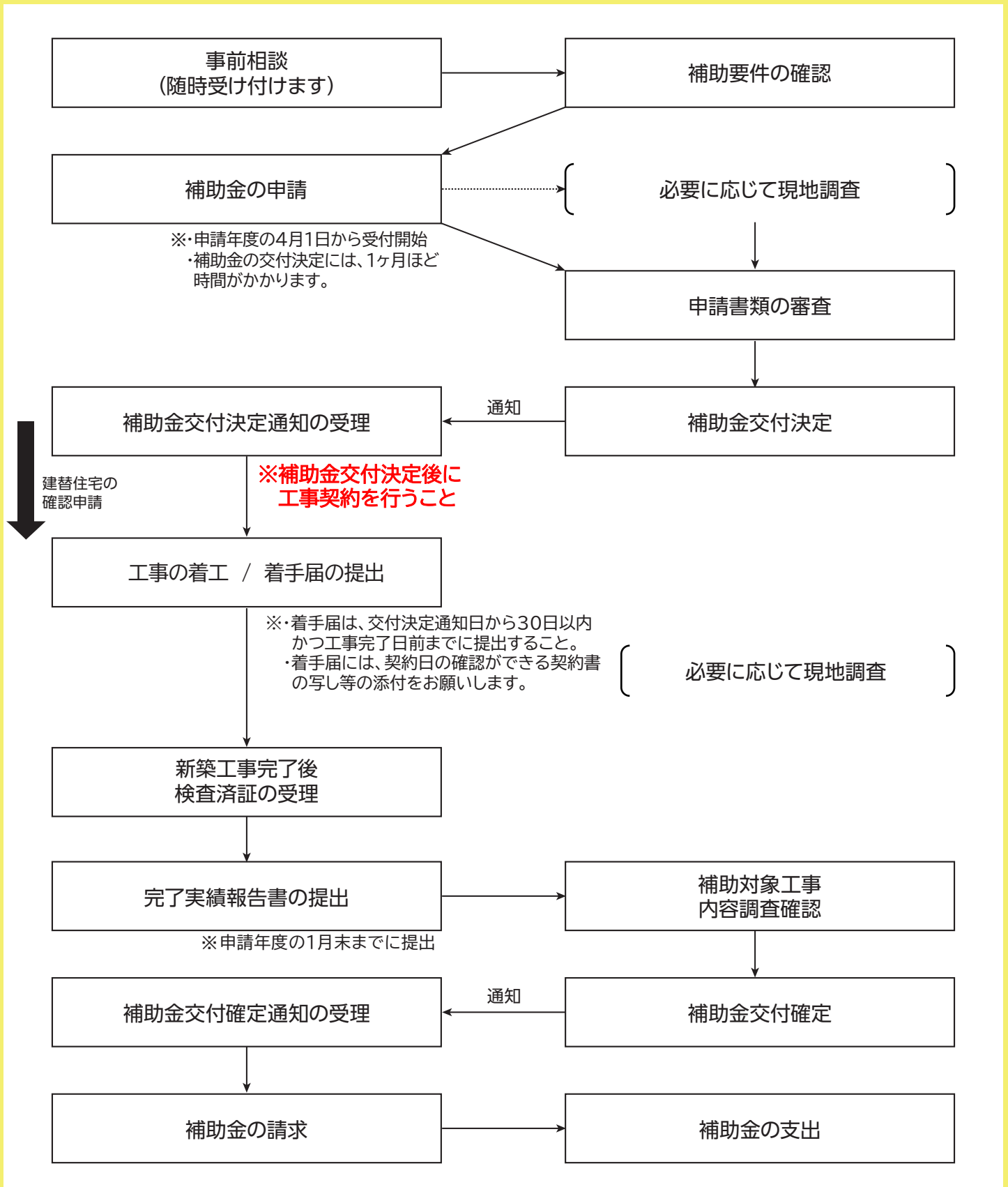
福岡市住宅都市みどり局建築指導部 建築物安全推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

福岡市木造戸建住宅耐震建替費補助事業『手続きの流れ』

申請者

福岡市



●代理受領制度が使えます

代理受領制度とは、建替工事等を行った事業者が申請者の委任を受け、補助金を代わりに受け取ることができる制度です。申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよく、当初の費用負担が軽減されます。補助金の申請とあわせて、代理受領制度を申請することで利用できます。